

# 鹿屋体育大学学生規則

〔昭和59年4月9日〕  
規則第6号

改正 平成元年7月19日 平成15年2月17日 平成28年10月5日  
規則第2号 規則第1号 規則第30号  
平成4年2月20日 平成16年4月1日 平成28年11月29日  
規則第3号 規則第36号 規則第37号  
平成8年10月25日 平成18年3月2日 平成31年4月19日  
規則第10号 規則第3号 規則第20号  
平成11年3月10日 平成19年3月22日  
規則第2号 規則第20号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における円滑な教育研究を維持するため学生が守るべき事項を定める。

## 第2章 入学手続等

(入学手続書類)

第2条 合格の通知を受け、本学の学生となろうとする者は、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 保証書
- (3) 学生調査票
- (4) その他本学の指定する書類

2 前項第1号から第3号までに掲げる書類の様式は、別記第1号様式から第3号様式までによるものとする。

(保証人)

第3条 本学の学生となった者（入学手続中の者を含む。）は、保証人を定めなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中の行為、授業料等の納入及び故意又は重大な過失により施設、設備等に損害を与えた場合の賠償金について連帯して責任を負うものとする。
- 3 保証人は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。
  - (1) 父母、配偶者又は親権者若しくは後見人
  - (2) 成年で独立して生計を営む者
- 4 保証人を変更し、又は保証人の住所に変更を生じたときは、保証人等変更届を学長に提出しなければならない。

(学生調査票記載事項の変更)

第4条 学生調査票の記載事項に追加又は変更を生じたときは、速やかに学生調査票変更届を学長に提出しなければならない。

## 第3章 学生証

(学生証の携帯)

第5条 学生は、別記第4号様式による学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 学生証は、他人に貸与、又は譲渡してはならない。
- 3 学生証を携帯しない者については、教室、図書館、その他の施設及び設備等の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

- 第6条 学生証は、明記されている有効期限までとし、以後1年ごとに更新する。
- 2 学生証を紛失又は汚損したときは、直ちに届け出るとともに、学生証再交付願いを提出し、再交付を受けなければならない。
  - 3 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返還しなければならない。

第4章 欠席

(欠席)

- 第7条 学生は、疾病その他の理由により欠席しようとするときは、欠席届を提出しなければならない。
- 2 止むを得ない事情により、事前に欠席届を提出することができないときは、事後速やかに届け出なければならない。

第5章 休学、復学、転学、留学及び退学

(休学、復学、転学、留学及び退学)

- 第8条 学生が休学、復学、転学、留学及び退学をしようとするときは、それぞれ休学願、復学願、転学願、留学願、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学等期間の延長)

- 第9条 休学又は留学をしている者が、さらにその期間を延長しようとするときは、休学等期間延長願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(死亡及び行方不明)

- 第10条 保証人は、保証する学生が死亡し、又は行方不明となったときは、速やかに死亡・行方不明届を学長に提出しなければならない。

第6章 健康診断

(健康診断)

- 第11条 学生は、本学が毎年定期又は臨時に実施する健康診断を受けなければならない。
- 2 学生は、健康診断の結果に基づいて、本学が行う指示に従わなければならない。

第7章 学生団体

(設立)

- 第12条 学生が、学内において本学の学生を構成員とする団体(以下「団体」という。)を設立しようとするときは、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問教員を定め、学生団体設立許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする団体に、副顧問教員を置くことができる。

(許可の期間及び継続)

- 第13条 前条に規定する許可の有効期間は、団体が許可を受けた日から、当該年度の末日までとする。
- 2 前条に規定する許可を受けた団体が、引き続き翌年度においても団体を継続しようとするときは、当該年度の2月15日までに、学生団体継続許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(活動報告等)

第14条 団体は、毎年5月末日までに当該学生団体の活動報告書及び構成員名簿（新規加入学生を含む。）を学長に提出しなければならない。

2 団体が、前項に規定する活動報告書又は学生団体の構成員名簿を提出しないときは、当該団体は、解散したものとみなす。

(目的等の変更及び解散の届出)

第15条 団体が、団体の目的等設立許可願（継続を含む。）の重要な事項を変更しようとするときは、学生団体目的等変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 団体が解散しようとするときは、学生団体解散届を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入等)

第16条 団体が、学外の団体に加入又は学外の団体の行事に参加（学外団体との共催を含む。）し、若しくは学外の団体と行事を共催しようとするときは、あらかじめ顧問教員の承諾を得て、学外団体加入等願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(活動の制限)

第17条 団体は、学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動、又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

(活動の停止又は解散)

第18条 学長は、団体が次の各号に該当すると認めるときは、当該団体の活動を停止し、又は解散を命ずることができる。

- (1) 学則その他の規則に違反し、又は教育研究を妨げる活動があると認められるとき。
- (2) 活動中に事故が発生するなど、団体の運営が著しく不相当であると認められるとき。
- (3) 団体の構成員が不祥事に関係し、それが団体の活動と密接な関連があると認められるとき。

## 第8章 集会等

(集会等の開催)

第19条 学生又は団体が、学内において集会等を行おうとするときは、次の各号の期限（休日は期間に算入しない。）までに責任者を定め、集会等開催願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 学生又は学内団体の場合 開催予定日の3日前まで
- (2) 学外の者が参加する場合 開催予定日の7日前まで

(遵守事項)

第20条 学内において集会等を開催しようとするときは、本学の教育研究に支障を生じさせ、又は施設、設備若しくは環境を損うことのないよう注意するとともに本学関係者の指示に従わなければならない。

2 第17条の規定は、集会等を開催する場合について準用する。

(集会等の禁止又は解散)

第21条 集会等の責任者又は参加者が前条の規定若しくは、学則その他の規則に違反し、又は大学の指示に応じないときは、学長は、集会等の中止又は解散を命ずることができる。

(報告)

第22条 集会等の責任者は、集会等の状況について学長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

#### 第9章 掲示、配布、募金等の行為及び拡声器の使用

(掲示の許可)

第23条 学生又は団体が、学内において、又は本学の施設を利用して文書又は図面（写真、ポスター及びステッカーを含む。以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、文書等掲示許可願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 文書等の掲示期間は、1週間とする。ただし、特に期間を指定して許可したときは、その期間とする。

3 掲示期間を経過したときは、掲示責任者は、直ちに文書等を撤去しなければならない。

4 文書等は、特に場所を指定して許可した場合を除き、学生用掲示板に掲示しなければならない。

5 文書等の大きさは、特に大きさを指定して許可した場合を除き、80cm×110cm以下とする。

(責任者の明記)

第24条 掲示する文書等には、掲示しようとする者が、学生であるときは、その者の学籍番号及び氏名を、団体であるときは、その団体の名称及び責任者の氏名を明記しなければならない。

(掲示禁止事項)

第25条 学生又は団体は、次の各号に該当する文書等を掲示してはならない。

- (1) 第17条の規定に違反するもの。
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗し、又は名誉を傷つけるもの。
- (3) 虚偽の事項を記載したもの。
- (4) 品位を欠くと認められるもの。

(撤去命令)

第26条 学長は、文書等が次の各号に該当すると認めるときは、当該文書等の撤去を命ずることができる。

- (1) 文書等掲示届を提出せず、又は文書等掲示届に記載された内容と相違するとき。
- (2) 第23条に規定する掲示の許可条件に違反して掲示されたとき。
- (3) 第25条各号に掲げる掲示禁止事項に該当したとき。

(撤去)

第27条 学長は、前条の規定により文書等の撤去を命ぜられた者が直ちに撤去しないとき、若しくは撤去を命ぜられた者が所在不明のとき、又は緊急に撤去を要すると認められたときは、関係職員に命じ、文書等を撤去させることができる。

(配布行為等の許可)

第28条 学生又は団体が、特定の目的をもって、学内において文書、印刷物、その他の物品を配布し、署名（以下「配布行為等」という。）を求めようとするときは、責任者を定め、配布行為等許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(中止)

第29条 学長は、配布行為等が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該行為の中止を命ずることができる。

- (1) 配布行為等が配布行為等許可願に記載された内容と相違するとき。

(2) 配布行為等を行うに際し他人に強要し、若しくは迷惑を及ぼし、又は他人を欺く行為があったとき。

(報告)

第30条 配布行為等の責任者は、配布行為等の状況について、学長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

(募金、販売等)

第31条 学生又は団体が学内において、募金、販売等金銭上の収受を伴う行為を行おうとするときは、第28条から前条までの規定を準用する。

(拡声器の使用)

第32条 学生又は団体が、学内において拡声器を使用しようとするときは、拡声器使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第25条の規定は、拡声器の使用について準用する。

## 第10章 施設、設備の使用

(使用許可)

第33条 学生又は団体が、本学の施設、設備又は備品等（以下「施設等」という。）を使用するときは、別に定める施設等を除き、施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の中止命令)

第34条 学長は、施設等の使用状況が、次の各号に該当すると認められるときは、施設等の使用を制限し、又は中止を命ずることができる。

- (1) 使用許可期間を経過し、又は使用状況が施設等使用願に記載された内容と著しく相違するとき。
- (2) 教育研究のために当該施設等を使用する必要性が生じたとき、又は教育研究に支障を生じ、若しくはそのおそれがあるとき。
- (3) 施設等の維持管理に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき。

(損害賠償)

第35条 学生又は団体が、故意又は過失に基づく行為により、施設等を汚損し、損傷し又は紛失したときは、損害賠償の責を負わなければならない。

## 第11章 雑 則

(雑 則)

第36条 この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月9日から施行する。

附 則（平元．7．19規則第2号）

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則（平4．2．20規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平 8. 10. 25 規則第 10 号）  
この規則は、平成 8 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（平 11. 3. 10 規則第 2 号）  
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 15. 2. 17 規則第 1 号）  
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 16. 4. 1 規則第 36 号）  
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 18. 3. 2 規則第 3 号）  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 19. 3. 22 規則第 20 号）  
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 10. 5 規則第 30 号）  
この規則は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平 28. 11. 29 規則第 37 号）  
この規則は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平 31. 4. 19 規則第 20 号）  
この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別記第1号様式

誓 約 書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

入学年度 令和 年度

課 程  
大学院体育学研究科（ 課程）

氏 名 印  
(本人署名の場合は押印省略可)

貴大学 貴大学  
に入学を許可されましたうえは、 学生として学業に励み、品性を正  
貴大学大学院 貴大学大学院

し、貴大学学則及び関係規則を遵守することを誓います。

保 証 書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

保証人氏名 印

(本人署名の場合は押印省略可)

生年月日 年 月 日生

住 所

本人との続柄

下記の者が、貴大学 貴大学  
に入学を許可されましたうえは、保証人として、貴大学 学生と  
貴大学大学院 貴大学大学院

しての本人の行為について責任を負うとともに、授業料等の納付及び故意又は重大な過失により貴大学の施設設備等に損害を与えた場合の賠償金については、本人の債務を連帯し弁済の責に任ずることを保証いたします。

所 属 課程  
大学院体育学研究科 ( 課程)

入学年度 令和 年度

氏 名 印

(本人署名の場合は押印省略可)

- (注) ① 保証人は父、母、配偶者、親権を行う者又は後見人とする。  
② 上記の者がいない場合は、成人で独立して生計を営む者とする。



# 学 生 調 査 票

		令和	年度入学
		※学籍番号	
本 人	課程 等名	課 程 専 攻	所 属 課 外 活 動 団 体
	(ふりがな) 氏 名	性 別 男・女	
	生年月日	昭和・平成	年 月 日 生
	現 住 所	〒 - (Tel - - )	
	変 更 欄	〒 - (Tel - - )	
人	学 歴 及 び 職 歴 等	年 月	事 項 高等学校卒業
		昭和 平成	年 月
		昭和 平成	年 月
		昭和 平成	年 月
保 護 者	(ふりがな) 氏 名	続 柄	氏 名
	住 所	〒 - (Tel - - )	
	緊 急 時 連 絡 先 住 所 勤 務 先 等 名	〒 - (Tel - - )	
家 族 (本人は記入不要)	続 柄	氏 名	続 柄
	続 柄	氏 名	続 柄
	続 柄	氏 名	続 柄
	続 柄	氏 名	続 柄
中学時所属団体等		高校時所属団体等	大学時所属課外活動団体 (大学院生のみ記入)
健康状態等の特記事項			
卒業(修了)後の 進路希望			
入学前の取得免許 又は資格			
入学前のボランティア 活動歴			
指 導 教 員 備 考	※1年		※3年
	※2年		※4年
※			

※印の欄は記入しないこと。オリエンテーション時に回収します。

(表)

鹿屋体育大学学生証

体育学部

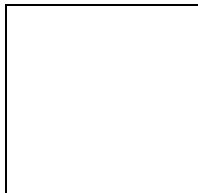
下記の者は、本学 大学院体育学研究科 課程の学生

であることを証明する。

学籍番号

氏 名

年 月 日生



有効期限

年 月 日  
年 月 日 発行

鹿児島県鹿屋市白水町1番地

鹿屋体育大学長 氏名

印

(裏)

- (1) 学生は、常に学生証を携帯すること。
- (2) 本証は、本学関係者から請求があったときは、速やかに提示すること。
- (3) 本証を紛失又は汚損し、使用不能となったときは、速やかに届け出て再交付を受けること。
- (4) 卒業、修了、退学等により学籍を離れたとき、又は有効期間が経過したときは、直ちに返還すること。
- (5) 記載事項に変更があるときは、届け出て訂正を受けること。
- (6) 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (7) 本証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは提示すること。
- (8) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、本証とともに購入先に提出すること。